

調達価格等算定委員会

委員名簿

うえた かずひろ
植田 和弘

京都大学大学院経済学研究科教授

たつみ きくこ
辰巳 菊子

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事・環境委員長

やまうち ひろたか
山内 弘隆

一橋大学大学院商学研究科教授

やまじ けんじ
山地 憲治

公益財団法人地球環境産業技術研究機構（RITE）理事・研究所長

わだ たけし
和田 武

日本環境学会会長

資料5. 再生可能エネルギー特措法の概要と 調達価格等算定委員会の検討事項

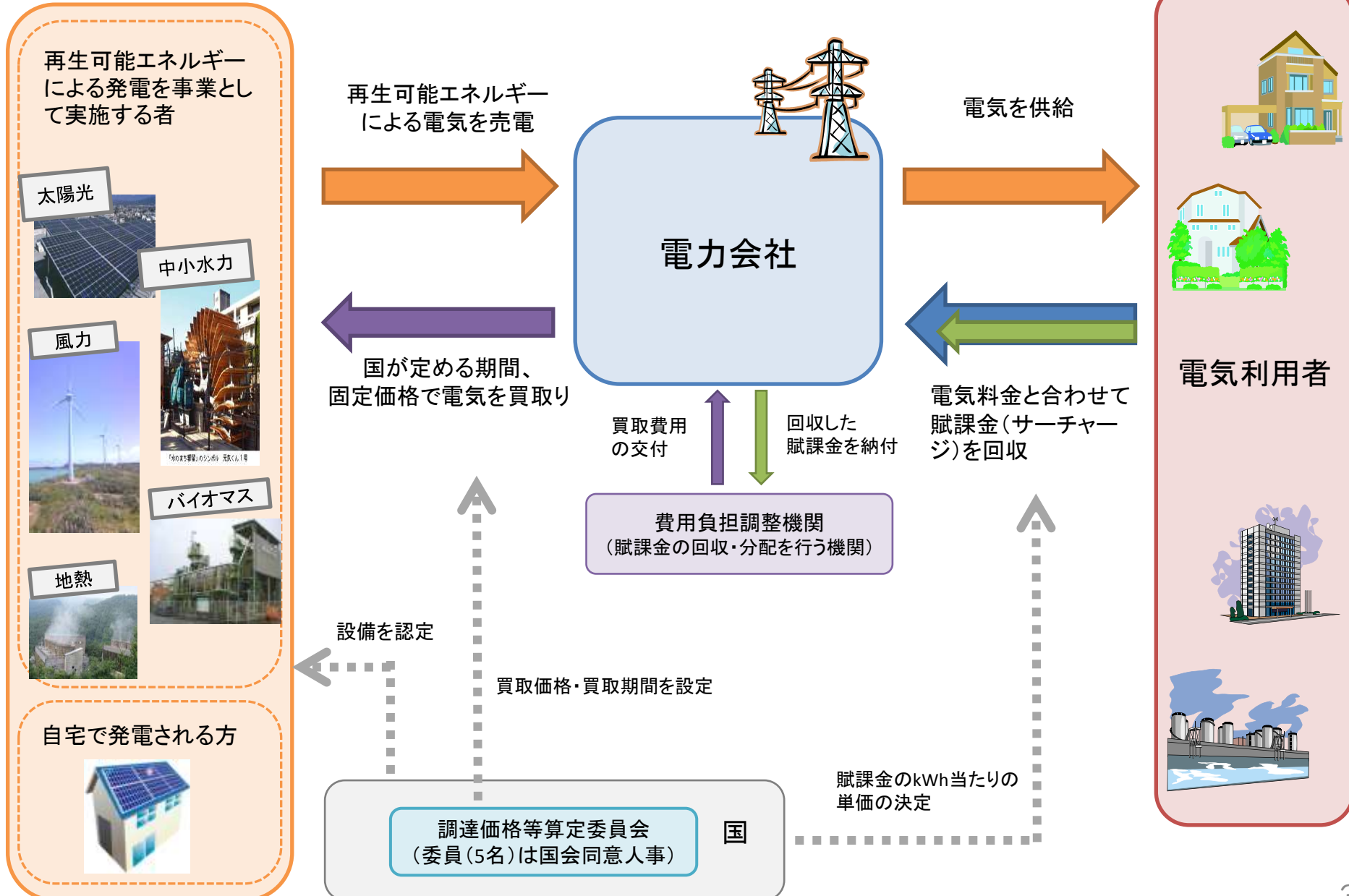


平成24年3月6日
資源エネルギー庁

I. 再生可能エネルギー特措法の概要



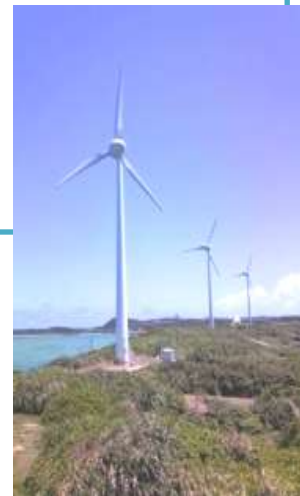
再生可能エネルギー特措法の概要



買取対象

- 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギー源を用いて、その発電の設備や方法について経済産業大臣の認定（※）を受けた設備により発電された電気が買取対象。

※発電の設備や方法について、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー源を用いて発電を行う設備であること等の点について経済産業大臣が認定する。



買取義務

- 電気事業者（※）は、法律又は経済産業省令で規定する正当な理由がない限り、買取りに必要な接続や契約の締結に応じる義務を負う。

※「電気事業者」とは、一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者（ただし、接続の申込みの相手方については、特定規模電気事業者を除く。）をいう。



価格決定プロセス

- 買取価格（調達価格）・買取期間（調達期間）については、
 - ✓再生可能エネルギー源の種別や設置形態、規模等に応じ、決定。
 - ✓関係大臣（農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、消費者問題担当大臣）に協議や意見聴取を行うとともに、調達価格等算定委員会の意見を聴き、その意見を尊重して経済産業大臣が定める。

買取価格・期間の内容

- 買取価格・買取期間については、以下の点を勘案して決定する。

買取価格：①供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、再生可能エネルギー電気を供給しようとする者が受けるべき適正な利潤等を勘案。

②集中的な再生可能エネルギーの利用の拡大を図るため、法の施行後3年間は、買取価格を定めるに当たり、再生可能エネルギー電気の供給者の利潤に特に配慮。

買取期間：再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間
- 買取価格及び期間を定めるにあたっては、サーチャージ（賦課金）の負担が電気の利用者に対して過重なものとならないよう配慮しなければならない。

買取費用の回収（賦課金）

- 買取りに要した費用に充てるため、各電気事業者がそれぞれの電気の需要家に対し、使用電力量に比例したサーチャージ（賦課金）の支払を請求することができる。
- 再生可能エネルギーの導入には地域間でばらつきがでる可能性があるため、地域間でサーチャージの単価が同額となるように地域間で調整を行う。具体的には、電力会社が集めた賦課金を費用負担調整期間が一旦回収し、その上で、実際の買取費用に応じて、同機関から交付金という形で、各電力会社に渡す仕組みとする。

賦課金の特例

- 電力購入量（kWh）／売上高（千円）が製造業については製造業平均の8倍、非製造業については非製造業平均の政令で定める倍数を超える事業を行っている事業所が一定量以上の電力購入量がある場合、その事業所についてはサーチャージの8割又はそれ以上が減免される。
- 東日本大震災により著しい被害を受けた施設等の電気の需要家について、一定の要件を満たす場合には、平成24年7月1日から平成25年3月31日までの間はサーチャージは請求されない。

II. 国会審議における主な修正内容



		修正前	修正後
買取価格・買取期間		太陽光を除き一律	再生可能エネルギーの種別・発電設備の設置形態及び規模等に応じて定める
サーチャージ (賦課金)の特例		規定なし	①電力を集中的に利用する事業を行う事業所に対するサーチャージの減免 ②東日本大震災の被災者に対する平成25年3月31日までのサーチャージの免除
その他	施行期日	公布後1年以内	平成24年7月1日
	法律の見直し	少なくとも3年ごと	左記に加え、エネルギー基本計画の見直しに合わせた見直し。

III. 本委員会の検討事項



(1) 買取価格の計算方法

- 「通常要すると認められる費用」に含めるべき経費とはどこまでか（各電源共通の経費、各電源特有の経費、税の取扱など）。
- 幅をもって算出された費用のうち、どのような場合を「供給が効率的に実施される場合」として設定すべきか。
- 「特定供給者が受けるべき適正な利潤」についてどの程度に設定すべきか。特に施行後3年間においては特に配慮した利潤をどの程度に設定すべきか。

【参考条文】

第三条第二項

- 調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、
 - 当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、
 - 我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、
 - （中略）再生可能エネルギー発電設備（中略）を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者（中略）が受けるべき適正な利潤、
 - この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用
- その他の事情を勘案して定めるものとする。

附則第七条

経済産業大臣は、集中的に再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図るため、この法律の施行の日から起算して三年間を限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮するものとする。

（2）買取区分の決定方法

- 買取区分は、どのように決定すべきか（設置形態・規模、余剰/全量の区分、蓄電池や自家発併設の場合の取扱、屋根貸しの場合の取扱、増設等の場合の取扱など）。

【参考条文】

第三条第一項

経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第一項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに、当該再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格（中略）及びその調達価格による調達に係る期間（中略）を定めなければならない。（後略）

(3) 買取期間の決定方法

- 「発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間」をどのように考えるべきか（法定耐用年数、標準的な利用年数等）。

【参考条文】

第三条第三項

調達期間は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、その供給の開始後最初に行われる再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定めるものとする。

(4) その他

- 法律上は毎年度、買取価格・買取期間を定めることとなっているが、そうした条件の下、次年度以降の買取価格・買取期間について予見可能性を担保するためにどういった方策を採ることができるか。
- 買取価格・買取期間の適用のタイミングはどの時点とすべきか（設備認定時、特定契約申込時／締結時、系統連系時など）。

- 電気事業者が特定契約を拒否できる場合の事由、接続を拒否できる場合の事由の詳細
- 経済産業大臣による設備の認定の要件の詳細
- 賦課金の減免措置の適用対象に関する具体的な要件
- 既存設備に対する取扱い